

食品安全推進計画改定の考え方について（答申）～概要～

第1章 計画改定に当たっての考え方

- 都は、平成17年3月に「東京都食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。
- 現計画策定以降、食品をめぐる様々な事件が相次いで発生し、都民の食に対する不安や不信が高まっている。
- 計画を改定するに当たり、現計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつも、平成17年度以降に生じた食をめぐる問題と課題を整理し、都民の食に対する信頼の確保に向けた施策を新たに盛り込む必要がある。

第1節 計画の基本的事項

1 食品安全条例と食品安全推進計画との関係

食品安全条例第7条に基づく計画

2 計画の基本的視点

条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていく。

3 計画の構成

計画は次の三つの事項で構成する。

- (1) 重点的・優先的に取り組むべき施策（戦略的プラン）
- (2) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系
- (3) 計画の実施に向けての考え方

4 計画期間

平成22年度から26年度までの5年間とする。

第2節 現計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題

平成17年度以降に新たに生じた問題と課題を整理した結果、以下の七つの課題について次期計画に新たに盛り込むべきである。

課題1 事業者のコンプライアンス意識の向上

- ・産地や期限表示の偽装、事故米穀の不正流通など事業者の故意による法違反の相次ぐ発覚
⇒都民の信頼確保に向けての基本的事項として、事業者のコンプライアンス意識の向上が重要

課題2 事業者における自主的衛生管理の一層の推進

- ・ノロウイルスやカンピロバクターなど少ない菌量で発症する食中毒の増加
- ・成分規格違反や表示違反など都が対応する食品等の違反事例は年間約450件
⇒食品の生産から販売に至るまでの各段階における適切な管理が必要であり、事業者における自主的衛生管理の一層の推進が重要

課題3 健康危機発生時の迅速な対応

- ・輸入冷凍餃子への高濃度の殺虫剤の混入による健康被害事例では、その被害の大きさと全国的な広がりから食品の安全に対する不安が高まった。
⇒重大な健康被害発生時には、行政は広く注意喚起を行うとともに、関係部署との情報共有や連携した調査など、一刻も早く被害の拡大防止策を講じることが重要

課題4 海外情報・学術情報の幅広い収集

- ・輸入冷凍餃子の事例や、工業原料であるメラミンが粉乳に添加された事例では、海外で製造された食品であったことも不安が高まる一因
⇒海外における想定し得ない事例に迅速に対応するため、幅広い分野の情報収集が必要体系的に広く海外情報・学術情報を収集する体制づくりが必要

課題5 関係機関の一層の連携強化

- ・食品の流通は広域化しており、都に流通する食品のほとんどは、生産から消費に至るいずれかの段階で他道府県を経由している。また、食品に係る法令は多岐にわたる。
⇒庁内各局、他自治体、消費者庁を含めた国などの行政機関や警察等の関係機関との連携を一層強化する必要がある。

課題6 食物アレルギー対策の推進

- ・食物アレルギーは、生命に危険のあるアナフィラキシーショックの症状を引き起こすこともあり、健康へのリスクは高い。
- ・事業者や都民において、そのリスクについての認識は未だ十分とはいえない。
⇒食物アレルギー対策の推進が重要

課題7 食品安全に関する正しい情報提供の充実

- ・都民の食品に対する信頼を確保するためには、都民自らが判断して、食品を選択できるような環境づくりが重要
⇒より多くの都民の意見を吸い上げる仕組みづくりや、都民、事業者、行政が一堂に会しての意見交換などのさらなる充実・活用が必要

第2章 重点的・優先的に取り組むべき施策

第1節 新たな課題解決に向けた施策の方向性

第1章第2節で整理した新たな課題に対応するため、以下の三つの方向性に即した施策の充実を図り、「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」ことを目指す。

- ◆施策の方向性1 事業者のコンプライアンス意識を高め、事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図る。
- ◆施策の方向性2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る。
- ◆施策の方向性3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る。

第2節 戦略的プラン策定の考え方

三つの方向性に基づく具体的施策を、重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランとして位置づけ、実施期間である5か年の間に着実な施策の推進を図るべき。

◆施策の方向性1を目指す戦略的プラン

戦略的プラン1 東京都GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

- 東京都GAP（農業生産工程管理手法）の推進
- 生産情報提供食品事業者登録制度の推進

戦略的プラン2 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

- 事業者のコンプライアンス意識向上支援
- 食品衛生自主管理認証制度の普及

◆施策の方向性2を目指す戦略的プラン

戦略的プラン3 緊急時における危機管理体制の整備

- 関係機関との連携体制の構築
- 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施
- 緊急時の情報の収集・発信
- 健康危機管理センター（仮称）開設に向けた体制整備

戦略的プラン4 食品安全に関する情報収集と評価

- 食品安全情報評価委員会による評価
- 食品中の有害化学物質汚染調査の実施
- 海外情報など食品安全に関する情報の収集
- 消費生活条例に基づく調査等の活用

戦略的プラン5 「健康食品」による健康被害の防止

- 流通市販品に対する監視指導
- 「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営
- 事業者講習会の開催
- 福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資材等を通じた都民への普及啓発

戦略的プラン6 輸入食品の安全確保対策の充実

- 専門監視班による監視の実施
- 輸入農産物の検査の実施
- 海外で使用される農薬等の検査法の開発
- 輸入事業者講習会の開催
- 専門監視班による輸入事業者の自主管理推進事業

◆施策の方向性3を目指す戦略的プラン

戦略的プラン7 食物アレルギーに関する理解の促進

- 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成
- アレルギー表示に係る検査体制の強化
- 食品の製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導のモデル事業の実施

戦略的プラン8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

- 消費者庁など関係機関との連携
- 適正表示推進者育成講習会の開催
- 表示に対する正しい知識の普及
- DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施

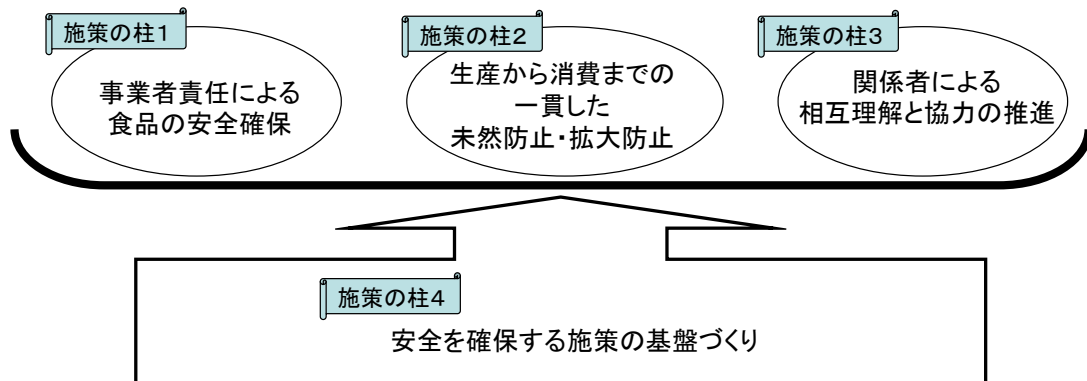
戦略的プラン9 食に関するリスクコミュニケーションの充実

- ホームページ、啓発資材による情報提供の充実
- 都民フォーラムの開催など関係者による活発な意見交換
- 食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者との連携
- 児童を対象とした体験型セミナーの開催

第3章 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系

第1節 施策の体系化の考え方

- ・生産から消費に至る各段階で、都が取り組んでいるすべての施策の総合的な体系を都民に明らかにすることは、都民の信頼を確保するために重要
- ・施策の体系化に当たっては、食品安全条例の基本理念を踏まえた「施策の柱1」から「施策の柱3」に加えて、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、国・他の自治体との連携など、基礎となる施策を位置づける「施策の柱4」を軸とする。



第2節 体系化した施策の全体像

4つの施策の柱のもとに49の基本施策を体系化し、都民に分かりやすく示すことが重要

第4章 計画の実施に向けての考え方

第1節 施策の推進体制

関係各局が適切に連携して総合的かつ計画的に推進するべきである。

食品安全審議会からの意見提言など、様々な立場からの意見を施策へ反映するべきである。

第2節 計画の実施と見直し

計画の進捗状況を年度毎に食品安全審議会へ報告するべきである。

計画の進捗状況を中間年度には都民へ広く公表するべきである。

状況の変化に対して、必要に応じて見直しを検討するべきである。